

高知県次世代育成支援企業認証申請書（新規・更新）

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者 企業の名称
代表者職・氏名 印

高知県次世代育成支援企業認証制度要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 企業の概要

所在地	〒		
業種 (事業内容)			
従業員数	人	女性 男性	人 (内パート・アルバイト 人) 人 (内パート・アルバイト 人)
担当者 所属・氏名			
連絡先	TEL: Eメール:	FAX:	

2. 取組内容

(次世代育成支援の具体的な取組内容、実績等を記入してください。)

3. 添付資料

- (1) 審査票（別紙）
- (2) 企業の概要がわかるもの
- (3) 労働局に届出をした一般事業主行動計画（写）又は特例認定一般事業主については認定を受けたことが確認できるもの（写）
- (4) 就業規則及び諸規程（写）
- (5) 育児休業期間の確認できるもの（写）
- (6) 労働者名簿（写）
- (7) その他（取組の内容が確認できる資料）
- (8) 県税の完納証明書

【注】（新規・更新）のどちらかに○をつけてください。

更新の場合は、(1)、(2)、(3)、(4)、(7)及び(8)を添付してください。

(別紙)

審査票

現在実施しているものにチェックをしてください。

ただし、実施内容を確認できる書類等がない場合は対象となりません。

一般事業主行動計画の策定について

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出ている。

(計画期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日)

【注】ただし、特例認定一般事業主についてはこの限りでない。

過去5年以内の育児休業取得者の実績について (在職者に限る)

男性 (1か月以上) 人

女性 (6か月以上) 人

就業規則又は労働協約の整備について

育児・介護休業法に沿った育児休業制度等を就業規則又は労働協約に規定している。

次世代育成支援に関する取組について

ア 法を上回る育児休業制度

分割取得できる育児休業制度がある。

一定の事情の有無に関わらず、子が1歳を超えても取得できる育児休業制度がある。

イ 法を上回る看護休暇制度

年5日を超える看護休暇制度がある。

子が小学校に就学してからも看護休暇を取得することができる。

ウ 3歳を超える子の育児のために利用できる制度

短時間勤務制度

フレックスタイム制

始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (時差出勤の制度)

所定外労働をさせない制度 (各企業が定めている就業時間を超えて労働をさせない制度)

育児費用の援助措置

託児施設の設置運営

エ 短時間の所用のために半日単位又は時間単位で使用できる休暇制度

短時間の所用のために半日単位又は時間単位で使用できる独自の法定外休暇制度がある。

年次有給休暇の半日単位又は時間単位で使用できる法定休暇制度がある。

〔原則として、対象労働者の制限を設けていないこととする。〕
〔ただし、真にやむを得ない場合はこの限りでない。〕

オ 県の次世代育成支援事業への参加・協力

県事業への参加・協力 (事業名:)

カ その他

アからオ以外で次世代育成支援に関する取組を実施し、効果が上がっている。

〔 取組内容: 〕

関係法令に違反する重大な事実等の有無 (過去3年間)

有 無

様式第3号（第9条関係）

高知県次世代育成支援企業認証変更届出書

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者 企業の名称
代表者職・氏名 印

高知県次世代育成支援企業認証制度要綱第9条の規定により、次のとおり内容の変更を届け出ます。

記

1. 認証番号
2. 認証年月日
3. 変更内容

変 更 前	変 更 後

- （備考）
1. 申請内容のうち、名称、代表者の氏名、所在地、認証の要件に関することに変更が生じた場合は必ず届け出ること。
 2. 変更事項の確認できる資料を添付すること。